

議案第58号

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 6月 6日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。